

川越市視聴覚ライブラリー運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川越市視聴覚ライブラリー（以下「ライブラリー」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第2条 ライブラリーの休館日は、川越市立図書館管理規則第3条に規定する中央図書館の休館日を準用する。ただし、川越市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(利用時間)

第3条 ライブラリーの利用時間は、午前10時から午後5時（正午から午後1時までを除く。）までとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(貸出し)

第4条 視聴覚教材及び機材（以下「教材等」という。）の貸出しを受けることのできるものは、市内の学校、社会教育関係団体、公共団体又はこれに準ずる団体とする。ただし、特別の理由により館長が認めるものは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、教材等の利用目的が次の各号のいずれかに該当するときは、館長は貸出しを許可しないものとする。

(一) 営利を目的とした利用と認められるとき。

(二) 前号に掲げるもののほか、館長が適当でないと認めるとき。

3 同時に貸出しを受けることができる教材等の数量及び貸出期間は次のとおりとする。ただし、特別の理由により館長が認めるものは、この限りでない。

教材等	数量	貸出期間
映画フィルム 録音・録画資料	6点以内	8日以内
映写機及び附属品	2式以内	8日以内

4 教材等の貸出しの予約は、貸出しを受けようとする月から3箇月前の月の最初の開館日から受け付ける。

(損害賠償)

第5条 故意若しくは過失により教材等を破損し、若しくは紛失した者は、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第6条 この要綱に定めるもののほか、ライブラリーの運営に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年1月4日から施行する。